

平成28年度臨時福祉給付金および 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 の申請はお済みですか

**申請期限
12月1日**

申請期限が迫っています。まだ申請をしていない方は手続きをしてください。原則、期限を過ぎた申請は受け付けできません。ご注意ください。

■対象者（以下の条件を全て満たす方）

【平成28年度臨時福祉給付金】

- ▽平成28年1月1日時点で阿久比町に在住の方
- ▽平成28年度分の住民税が課税されていない方（ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方（課税者の扶養に入っている方）、生活保護を受けている方を除く）

【障害・遺族基礎年金受給者向け給付金】

- ▽上記の臨時福祉給付金の対象者
- ▽対象となる障害年金または遺族基礎年金を受給している方
- ▽高齢者向け給付金を受給していない方

■支給額

【平成28年度臨時福祉給付金】

1人につき3,000円（1回限り）

【障害・遺族基礎年金受給者向け給付金】

1人につき30,000円（1回限り）

■申請期限 12月1日(木)

■申請方法 住民福祉課社会福祉係窓口申請書類を持参または郵送

- ※ 土曜日、日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までにお越しください。
- ※ 郵送の場合、消印の日付を申請日とみなします。

■申請書類

【平成28年度臨時福祉給付金】

- ▽必要事項を記入し、押印した申請書（対象者全員分）
- ▽本人確認ができる書類（対象者全員分）
- ▽口座が確認できる書類（高齢者向け給付金または平成27年度臨時福祉給付金と同じ口座への振り込みを希望される方は不要）

【障害・遺族基礎年金受給者向け給付金】

- ▽上記のものに加えて、対象となる障害・遺族基礎年金の受給を確認できる書類（申請する給付金の欄の障害・遺族基礎年金受給者向けの部分に「○」がついている方は不要）

※ 提出書類に不足がある場合、支給されませんのでご注意ください。

■その他 代理人が申請手続きをされる場合、一度お問い合わせください。

■申請・問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111（内1121・1122）

国民健康保険に加入中の皆さんへ

☆医療費の適正化にご協力を☆

国民健康保険の医療費は、加入されている皆さんの保険税などから支払われます。阿久比町国民健康保険の医療費は年々増加傾向にあり、このまま増加し続けると、阿久比町国民健康保険の財政にも大きな影響を及ぼします。不要な医療費をなくしていくために、皆さんのご協力をお願いします。

▽かかりつけ医を持ちましょう

日頃から、病気の治療や医療の相談ができる「かかりつけ医」を持ちましょう。

平成28年4月から、紹介状なしに最初から大きな病院を受診すると、初診料とは別に5,000円以上（再診では2,500円以上）の定額を、患者が負担することが義務付けられました。

▽休日や夜間、重複受診を避けましょう

緊急性がないのに割増料金が必要な休日や夜間に受診したり、同じ病気で複数の医療機関を

受診したりすることは、医療費の無駄につながります。基本的な受診のルールを守りましょう。

セカンドオピニオンは「診療」ではなく「相談」になるため、健康保険の給付対象にはなりません。

▽ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談し、積極的に活用しましょう。

▽小児救急電話相談（#8000）を利用しましょう

夜間や休日に、子どもの急な病気で困ったときには、小児救急電話相談を利用しましょう。症状に応じた適切なアドバイスを受けることができます。

■問い合わせ先

住民福祉課国保年金係 ☎(48)1111（内1116・1117）